

津幡町就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 1 9 日

津幡町教育委員会教育長 吉 田 克 也

津幡町教育委員会規則第 8 号

津幡町就学援助規則の一部を改正する規則

津幡町就学援助規則（平成 2 0 年津幡町教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「及び」を「又は」に改める。

別表 7 の項中「又は中学校」及び「又は生徒」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。